

未弘嚴太郎—創刊

# 法律時報

1929年(昭和4年)12月21日第3種郵便物認可/2016年1月1日発行(毎月1回1日発行)

2016年88巻1号  
通巻1094号

1

ISSN0387-3420

JANUARY/2016  
VOL.88 NO.1

## ■特集

# 刑訴法改正は 刑事司法に 何をもたらすか

刑訴法等改正案の全体像……後藤 昭

刑訴法改正に思う……江田五月

刑訴法改正と取調べの録音・録画制度……後藤 昭

刑訴法改正と共犯者供述による立証……笹倉香奈

通信傍受法改正と捜査……安村 勉

刑訴法改正と証拠開示……斎藤 司

被害者等および証人を保護するための方策の拡充……小川佳樹

刑訴法改正とこれからの捜査・公判……上野友慈

刑訴法改正とこれからの刑事弁護……河津博史

刑訴法改正とこれからの刑事裁判……守屋克彦

## ■小特集 第15回行政法研究フォーラム

個人情報の保護と利用——変革と課題

……瓜生和久・宇賀克也・藤原静雄・森 亮二・亙理 格・佐伯祐二・村上裕章

阪神・淡路大震災と借り上げ復興住宅の返還期限【法律時評】……津久井 進

日本評論社

## [インタビュー] 刑訴法改正に思う

江田五月 (聞き手：後藤 昭)

### 1 可視化への取り組み

後藤 現在、国会で継続審議となっている刑事訴訟法等の改正案は、かなり大きな改正を提案していると思います。この発端は江田さんが法務大臣として2011年5月に法制審議会へ諮問92号を出されたことに遡ります。そのときを振り返ってお話を伺えますでしょうか。

江田 刑訴法の改革はかなり長く論じられてきたテーマです。とりわけ可視化の話ですね。我々は野党時代から、弁護士会の動向と足並み揃えて可視化をすべきであると考えて、いろいろと取り組んできました。しかしなかなかハードルが高かった。元々このようなテーマは党内でも関心が一般化している話ではありません。政治問題になっているわけでもないし、可視化を実現化する重要性が共有化されていたわけではなかったのですが、民主党が政権を取って可視化についてやれるところまでやってみることになった。法務当局は法務大臣がいうのだから仕方ないということでしたが、捜査側、検察や警察ではずいぶんと抵抗がありました。そう簡単にはいかなかったものの、次第に検察も可視化の必要性は認めるようになりました。しかし法制化、制度化することには依然として抵抗が強かった。私も警察のメンタリティからは可視化の制度化はハードルが高いと思います。

しかし検察は、法曹なのだから、法曹らしく振る舞いましょうということで、いろいろと取り組んだ結果、検察も法制化をやむなしと考えたかどうかは別として是認するようになりました。法制審の諮問無しに、事実上の可視化をある程度進めていく方法もありますが、もちろん制度化したほ

うが良いと考え、諮問を選びました。

後藤 以前から可視化を進めたいというお考えがあったのですね。

江田 はい。諮問の段階で、制度化のため一定の答申を得られる見込があると、ある程度の手応えを感じていました。

後藤 2007年の自民政権のころにも可視化の法案を出して、参議院は通過しましたよね。

江田 当時、参議院は与野党逆転して民主党が多数でしたから。その時の法案は、野党であったこともあり、思い切って売値で出しておこう、という面がなきにしもあらずでした。

後藤 現実にもその通りに立法できるというお考えではなかった。

江田 それでもかなり抑制的に出してはいたのですが。全過程の可視化とはいっても、全件ではなく非常に限定されていました。

### 2 法制審特別部会委員の人選

後藤 法制審特別部会の委員は先生が大臣として任命されました。委員の人選について何か方針はお有りでしたか。

江田 特別部会の委員が刑事法に関する学者と実務家だけだと議論が錯綜して結論が出ないのではないかと考えました。だから非法律家の常識論を踏まえようということが1つ。もう1つは結論を出すということに一定のセンスを持っているグループに参加してもらうことです。そこで特別部会に専門家と非専門家の2つの部門を作りました。まず非専門家に議論をして方向性を出してもらおう。非専門家は立法のプロセスにいたる答申まで作成することはできませんから、それから専門

家に入ってもらって一定の答申の形にする。

次に非専門家として誰が良いかですが、やはり結論を出すとすると経営者が良いと考えました。経営者は日々結論を出さないと経営ができないわけですから。そこで経営者の代表格として日本たばこ産業株式会社の本田勝彦さんをお願いしました。本田さんについては、私が自ら足を運んで直に頼みました。本田さんは、自分はその任にあらずと固辞されましたが、任にない者が良いのだと言って口説きました。

後藤 一般有識者の方たちが非常に活発に発言されたのが今回の法制審の1つの特徴だったと思います。江田さんは特別部会での議論をご覧になって、どう感じられましたか。

江田 私はいちいち議論に目を光らせていたわけではありません。任せたからには、すっかり任せていました。それでも伝わってきたところでは、本田さんは黙って議論を聞きながら次々ときっちり事を進めていった。

私が特に委員就任をお願いしたのは刑事事件の経験者である村木厚子さんです。村木さんをお願いすることには法務当局から抵抗があるとは思いました。村木さんは当時、内閣府に在職していたのですが、官僚にこのような委員をお願いするときはポストで頼むのが一般的です。だからポストが変わったら次の人が出てくる。それでは困るので、内閣府のポストにおける経験・知識を有する者としてではなく、刑事事件の経験者として任命しました。それならば村木さんの内閣府でのポストが変わっても、特別部会の委員のポストは変わりませんから。

そして映画監督の周防正行さん、そして連合の神津里季生さんですね。通例、連合からも委員をお願いするのですが、今回は連合のほうから積極的に議論ができる人を出してくれました。これはありがたかったですね。他の委員も、それぞれ見識のある皆さんに来ていただきました。

後藤 江田さんご自身は、法務大臣として法務官僚に対してコントロールができたとお感じでしょうか。

江田 そこは、法曹という限られた特別な社会の関係がありますね。今の法曹出身の法務官僚の中には、私より上の期の人はいないものですから。

後藤 いちばんの先輩として発言できたということですね。

江田 私は裁判官出身ですから法曹官僚のメンタリティがある程度わかる立場だと思います。むしろ私自身も法曹官僚そのものかもしれません。それゆえ、うまくやっていったのではないかと思います。

### 3 答申への評価

後藤 3年以上かけて、法制審の答申がようやく出ました。この答申はイメージ通りのものでしたか。

江田 細かくイメージしていたわけではありませんが、私としては合格点がつけられるものでした。可視化については全過程可視化と、全件可視化とがありますが、元々、全件可視化は困難ではないかと思っていましたので、一定の限度でできるだけ幅広くということになります。裁判員裁判対象事件プラス検察独自捜査事件で、これがひとまずのところかなと思います。

制度化されると、その影響が外に染み出していきますから。制度化された部分が小さいから駄目だという話ではなく、染み出しがどの程度広がるかということが重要です。これは実務の運用の中で訓練しながら広げていかななくてはならない。対象事件については全過程可視化という制度になりましたし、まずは合格点です。これでは全体のうちわずか数%の事件しか対象ではないと指摘されますが、これを染み出しで広げていくことが、捜査、公判に関わる全法曹のこれからの任務です。

ご承知の通り、警察の捜査についての感覚はいわゆる「名人芸」です。捜査官の人格的影響力で、被疑者をなびかせて落とす。真実かどうかの保証は全くないけれど、取調官が真実だと信じるものを引き出す。名人芸捜査は駄目だというのが私の基本的感覚ですが、警察には捜査は名人芸だという信念がぬぐいがたいものとしてあるので、それをどうするか。

諮問の前に国家公安委員長の中野寛成さんと話し合いました。国家公安委員会は全警察を抱えている訳ですから、彼は実情をよくわかっています。警察は可視化の制度化をはじめから拒否するわけではないが、制度化するのであれば警察の側からも考えて欲しい要求は出てくるということでした。細かなすり合わせまではありませんが一定の意思疎通をして、どこかで妥協できるという感



江田五月（えだ・さつき）氏

触があって諮問しました。

後藤 今度の法案には協議・合意、通信傍受の拡大も入っていて、これが反対の理由になっているわけですが、これが答申に入ってきたことは意外ではなかったということでしょうか。

江田 想定内です。それがどの程度になるのかということは議論の経過次第ですが、これは政治プロセスです。

後藤 私自身、今回議論に参加して、日本では刑事司法手続に関して警察が組織として反対するような立法はできないのだと痛感しました。

江田 逆に言えば、そんな立法をしても警察が動かなければ絵に描いた餅です。だから警察をどう納得させられるかが大切で、限度はありますけど警察が制度化を納得したのは本当に大きいと思います。

#### 4 衆議院法務委員会での議論

後藤 この法案はすんなり決まるのではないかと思われたのですが予想外に難航しましたね。衆議院の法務委員会が議論の中心でした。そこでの議論をどう評価されますか。元法務大臣としての見方と、一人の政治家としての見方があると思いますけれど。

江田 民主党はかつて党を挙げて通信傍受法に断固反対しました。だから通信傍受法については抵抗があるだろうとは思っていました。しかし警察に可視化の制度化を納得させるためには、警察

の求めもある程度認めないことには実現しない。なんとかそこは党に飲み込んで欲しいと思っていたのですが、なかなかそうはいかなかった。また、協議・合意についても議論があることは予想していましたが、さすがに諮問のときに思っていたものと、そう外れない答申が出てきたので、諮問をした法務大臣としてはそれを是として通してほしいという思いが強くなりました。

衆議院の法務委員会の現場では、なかなか良い議論をしたと思っています。山尾志桜里理事の大変な頑張りがあって、自民党のほうも法務の筆頭理事の交代があった上で最終的に修正がまとまり、衆議院で民主、維新も賛成して法案が委員会を通った。これは諮問をした法務大臣としては大変よかったと思います。

司法取引について真っ向から反対する気持ちはわからなくもないですが、一法律家としては、弁護士にもっとしっかりして欲しいという気持ちのほうが強いですね。これまでの捜査は、検察、警察、捜査官の聖域でした。しかし協議・合意制度では被疑者と捜査官だけで合意するわけではなく、必ず弁護士が入るので、捜査の聖域に弁護士が介入するきっかけを作れる。捜査を改革する糸口にすればいいのに、弁護士にはそんな力量は無いなどと言っははいけない。弁護士の力量を鍛え上げれば良いと思っています。

通信傍受については、私はもともと、立会人はそんなに意味がないと思っていました。客観化という意味で立会人がいるのは、わからない話ではありませんが、立会人に捜査の被疑事実と会話との関連などわかるわけがない。立会人のないプロセスが機械化されることには、それほど抵抗はありません。その機械化に本当に信用性が保障されるかは、実務で頑張る以外にはありません。裁判所がどれだけ力を発揮してくれるかも重要です。

傍受事件の拡大については、現在は振り込め詐欺等々の問題があるので、警察が求めるのであれば、一定の限度で拡大するのもやむをえないと思います。

後藤 その部分は、民主党の中ではやはり反対が強いでしょうね。

江田 しかし衆議院の審議過程であれだけ長時間の審議を行い、修正合意がインテンシブになされるのは稀なことです。これだけやって合意ができたわけですから、これは民主党としての合意で

す。党としての合意に沿った結果を実体化することが、健全な政治プロセスだと思います。

後藤 臨時国会は開かれず、議論は2016年の通常国会に引き継がれることになりそうですが、ここではどのような議論がされて、どのような結果になることを期待されるでしょうか。

江田 参議院らしい議論をきっちりして、衆議院と同じ結論を出し、衆議院に回付されて衆議院のほうも同意し、成立することを期待しています。

問題はこの法案と絡んでいるヘイトスピーチ法案で、これが先行しているので、まずこれについて結論を出さなくてはならない。自民党は、ヘイトスピーチ法案に賛成も反対もしたくない。ずるずる議論が続いて、いつのまにか消えるのを期待しています。そんなことをしていて刑訴法のほうがつぶれてしまっているのか。これはもう真剣勝負です。

## 5 実務家への期待

後藤 刑訴法改正が成立すれば、今度は実務家たちに運用が委ねられます。特にどのようなことを期待されますか。

江田 検察は設備が整っていますから、あとはやく警察が設備を整えること。そのために予算が必要ですので、それをきちんと整えて、実行する。また、全過程の可視化ですから逮捕前の自宅軟禁とか、「全過程」に入らないプロセスで脱法行為を考えないことです。

後藤 潜脱するようなことをしてはいけません。

江田 相手には暴力団や詐欺集団のプロなど色々なわけですから、そういった手合いを前にすると、言葉は悪いけれども居丈高になることも捜査の現場ではあるでしょう。それを本当に捜査官の確信に基づいてやるのであれば、その確信が社会で共有されるかどうか試してみればいい。本当はそうではなく物証中心で訴追されるほうがいいと思いますが、そこは事情もあるでしょう。しかし、闇のプロセスを無くし可視化のもとで潔くやって欲しい。

弁護士には可視化をテコにして、より刑事司法を透明化近代化できるように頑張ってもらいたいです。裁判官は裁判員裁判でずいぶん意識が変わってきていると思います。昔のように法廷の中でし

か通用しない言葉で裁判をせず、裁判員にわかる言葉を使おうともしている。捜査側も弁護側にも、先ほどの染み出しを広げていくことを期待したいですね。

後藤 運用で可視化の範囲をより広げていこうということですね。

江田 見直し規定があるのは運用を広げて、その広がった運用を制度化するためです。制度化を縮小する見直しは、諮問をした法務大臣としては念頭にありません。

後藤 部会の最終段階で村木さんたちが確認されたのもそういうことですね。

今回の法案だけでなく一般に、21世紀になるくらいから刑事司法に関して非常に盛んに立法がされるようになりました。この立法のプロセスのありかたについて感じられることはありますか。

江田 日本の刑事司法において問題なのは、主観的要素があまりに多く、強すぎるのだと思います。取調べの中で細かく本人の気持ちを引き出すのはやめたほうが良いのではないのでしょうか。

## 6 展望

江田 司法制度改革、とりわけ法曹養成制度改革のときの考えは、法の支配の徹底した場に社会を作り替えることでした。法曹の幅を厚く、具体的には数を増やすことにより、裁判実務は当然、会社、労働運動、社会福祉関係、あるいは立法、行政などに法曹資格者が入っていき活躍することを期待していましたし、今もしています。事件が増えないのに弁護士だけ増えて食っていけないなんて何を言っているのだと思いますし、経済界や労働界は、もっと法律家を吸収して行って欲しい。社会各層も意識改革していかななくてはなりません。問題はやはり弁護士ですね。弁護士になったらあとは優雅に暮らそうなんてことでは、もう駄目だということです。介護の現場や災害の現場に法曹のニーズはたくさんあると思います。地方議員になって、地方議会をより法律的に見ても納得できるプロセスのものにするために努力しようと思う人が、もっと出てこないといけません。厳しい実態を受け止めながら、弁護士にはがんばってもらいたい。

後藤 今日はありがとうございました。

(2015年11月11日収録)